

能代市公告第 8 1 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 9 1 号）第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第 8 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和 2 年 1 2 月 8 日

能代市長 齊 藤 滋 宣

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社テラタ 代表取締役 寺田雅彦

秋田県能代市出戸本町 1 9 番 1 0 号

株式会社ツルハ 代表取締役 八幡政浩

北海道札幌市東区北 2 4 条東 2 0 丁目 1 番 2 1 号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社テラタ向能代店・ツルハドラッグ向能代店

秋田県能代市向能代字上谷地 2 6 番 1 外

秋田県能代市向能代字下大野 7 8 番 外

(3) 変更しようとする事項

①大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の収容台数

(変更前) 1 3 7 台

(変更後) 8 8 台

②大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 別紙のとおり

(変更後) 別紙のとおり

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時 3 0 分～午後 9 時 3 0 分

(変更後) 午前7時30分～午前0時30分
ウ 駐車場の出入口の数及び位置

(変更前) 3箇所

(変更後) 2箇所

(4) 変更する年月日

①令和3年8月5日

②令和2年12月21日

(5) 変更する理由

来客者の利便性向上のため

2 届出年月日

令和2年12月4日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

能代市上町1番3号 能代市環境産業部商工港湾課

令和2年12月8日から令和3年4月8日まで

4 意見書の提出先

能代市上町1番3号 能代市環境産業部商工港湾課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名及び住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

(別紙)

小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前

小売業者	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社テラタ	午前9時00分	午後9時00分	平日午前10時開店
株式会社ツルハ	午前9時00分	午後9時00分	

変更後

小売業者	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社テラタ	午前9時00分	午後9時00分	平日午前10時開店
株式会社ツルハ	午前8時00分	午前0時00分	